

奈良県母子家庭特別修学資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十一号

奈良県母子家庭特別修学資金貸付規則を廃止する規則

奈良県母子家庭特別修学資金貸付規則（昭和四十八年七月奈良県規則第二十一号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。